

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」(平成11年)や「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

芦別市においては、平成26年度までを計画期間とした「芦別市次世代育成支援行動後期計画あしべつっ子次世代プラン」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

しかし子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「芦別市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この計画の重点施策

- 低所得者及びひとり親家庭に対する支援の充実
 - * 保育料の軽減
- 保育の充実と質の向上
 - * 保育園の統廃合
 - * 保育園の延長保育の実施
 - * 留守家庭児童会の各小学校への移転
- 育児支援の充実
 - * 3歳児健診後の健康相談の充実

第2節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、芦別市の子どもと子育て家庭を対象として、芦別市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「芦別市次世代育成支援行動後期計画あしべつっ子次世代プラン」における取り組みの、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期		少年期	
子ども・子育て支援法								
次世代育成支援対策推進法								

■上位計画

第5次芦別市総合計画

整合

芦別市
子ども・子育て支援事業計画

■関連計画

子ども・子育て関連3法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎関連整備法

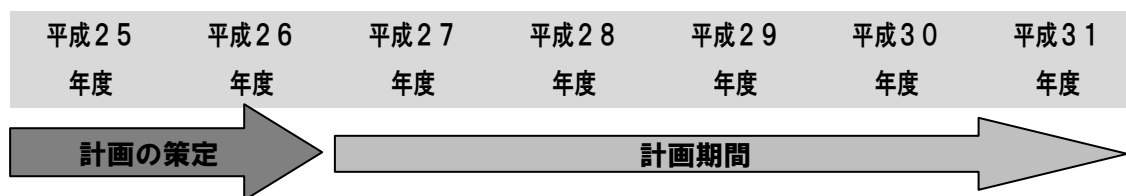
■関連計画

- ・ 芦別市男女共同参画推進計画
- ・ 芦別市都市計画マスタープラン
- ・ 芦別市次世代育成支援行動後期計画「あしべつっ子次世代プラン」
- ・ 第2次芦別市食育推進計画
- ・ 第2次芦別市生涯学習推進計画
- ・ 第2期芦別市障がい者計画
- ・ 第4期芦別市障がい福祉計画など

第3節 計画期間

法の施行の日から5年を1期として作成します。

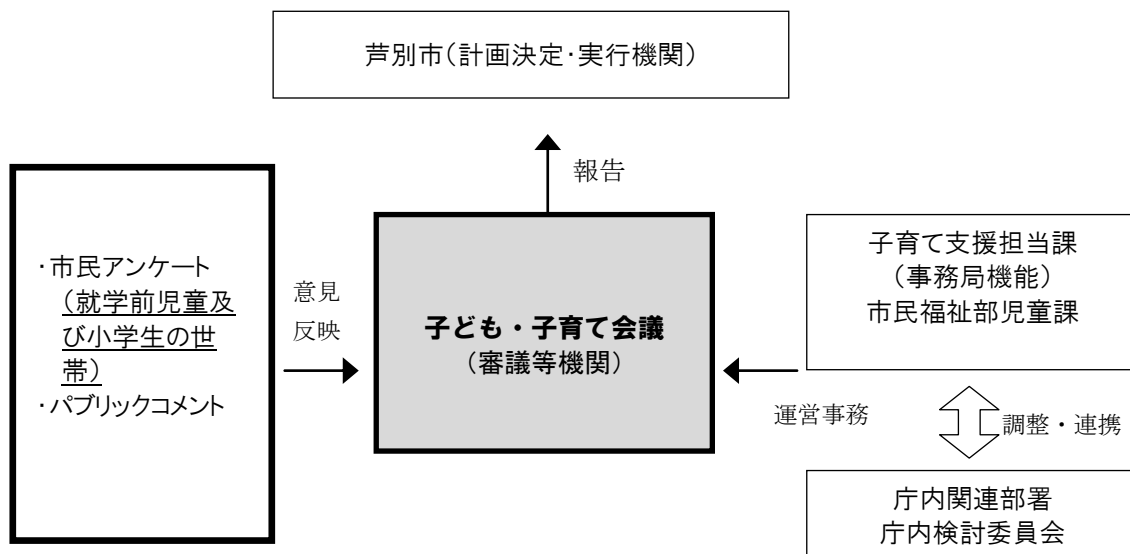
本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。



第4節 計画の策定体制

1 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「芦別市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。



2 庁内検討委員会の設置

芦別市では、子ども・子育て支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「芦別市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」を設置し、全庁的な連携体制のもとに、支援計画素案の作成及び次世代育成支援行動後期計画の検証・評価を行います。



3 就学前児童及び小学生アンケートの実施

次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）

- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	458票	368票	80.3%
	小学生	534票	413票	77.3%
対象者の抽出方法	平成26年1月31日現在、芦別市住民基本台帳に登録されている就学前児童及び小学生児童が属する世帯			
調査期間	平成26年2月28日～平成26年3月10日			
調査方法	<input type="checkbox"/> 未就学児童が属する世帯 郵送法（郵送配布・回収）及び幼稚園・保育所を通じての配布回収 <input type="checkbox"/> 小学生児童が属する世帯 学校を通じての配布回収			

